

令和元年11月27日
総務省政策統括官(統計基準担当)

諮問第134号の概要

(商業動態統計調査の変更)

商業動態統計調査の概要（現行）

調査の目的等

最終承認：令和元年8月

全国の商業を営む事業所及び企業における事業活動の動向を明らかにすることを目的として、昭和28年から四半期調査として開始し、昭和34年から毎月調査として実施

調査の概要

調査対象範囲

日本標準産業分類「大分類 I - 卸売業，小売業」に属する事業所（代理商、仲立業を除く。）

甲調査：従業者100人以上の各種商品卸売事業所
従業者200人以上の卸売事業所

乙調査：甲調査の対象となる卸売事業所以外の卸売事業所
丙調査及び丁調査の対象となる小売事業所以外の小売事業所

丙調査：従業者50人以上の小売事業所（丁調査の対象及び無店舗小売業等を除く。百貨店、総合スーパー等）

丁調査：コンビニエンスストア、家電大型専門店、ドラッグストア又はホームセンターを有する企業（一定規模以上）

調査対象数

甲調査：約 800事業所

乙調査：約14,300事業所

丙調査：約 5,100事業所

丁調査：約 150企業

（母集団名簿に掲載された企業、事業所について、甲調査、丙調査及び丁調査は全数選定、乙調査は無作為抽出で選定）

調査組織

甲及び乙調査：調査員調査（一部オンライン調査併用）

経済産業省 - 都道府県 - 調査員 - 報告者

丙及び丁調査：郵送・オンライン調査

経済産業省 - 民間事業者 - 報告者

報告事項

甲調査：月間商品販売額、従業者数、期末商品手持額 等

乙調査：月間商品販売額、従業者数

丙調査：月間商品販売額、従業者数、期末商品手持額、
売場面積 等

丁調査：月間商品販売額、都道府県別月間商品販売額、
店舗数 等

期限

甲及び乙調査：調査月の翌月10日

丙及び丁調査：調査月の翌月15日

公表

速報：調査月の翌月下旬

確報：調査月の翌々月中旬

商業動態統計調査の利用状況

加工統計の基礎データとしての利用

- ① 景気動向指数（内閣府）
 - ・ 一致系列の基礎データとして利用（商品販売額（卸売業計・小売業計）前年同月比）
- ② 四半期別GDP速報（QE）（内閣府）
 - ・ 商業販売額（卸売業・小売業）前年同期比を基礎データとして利用
 - ・ 商品別期末商品手持額（大規模卸売店、百貨店・スーパー）前年同期末比を基礎データとして利用
- ③ 消費動向指数（総務省）
 - ・ 総消費動向指数（CTIマクロ）の説明変数系列として利用（商品販売額（小売業計））
- ④ 第3次産業活動指数（経済産業省）
 - ・ 指数作成の基礎データ及び経済分析（個人消費）のための基礎資料として利用

政策判断等における利用

- 月例経済報告、地域経済動向（内閣府）
 - ・ 経済動向における全国、地域別基調判断のための基礎資料として利用

金融機関等における利用

- 経済・物価情勢の展望、地域経済報告（さくらレポート）（日本銀行）
 - ・ 経済動向における全国、地域別基調判断のための基礎資料として利用

本年6月の統計委員会の答申内容

- ◆ 令和2年3月分調査（一部は承認後速やかに適用）以降の調査計画の見直しについて
本年4月に統計委員会に諮問し、同年6月に統計委員会から答申

項目	前回の調査計画の変更（案） （令和2年3月分調査から）	本年6月の答申
調査系統・方法	甲及び乙調査についても民間事業者を活用 するとともに、 調査員調査を廃止し、郵送・オンライン調査に調査方法を一本化	おおむね適当
調査対象の範囲の見直し	乙調査について、 卸売業は従業者10人以上、小売業は従業者5人以上の事業所を対象 とするよう、調査対象の範囲を見直し	現行計画どおりの調査対象の範囲で実施することが適当
報告を求める個人又は法人その他の団体	【平成29年7月分～】 報告者数 約20,000 母集団情報 商業統計調査	適当
	【令和2年3月分～】 報告者数 約22,000 母集団情報 経済センサス-活動調査	調査対象の範囲の変更を見送ることから報告者数を再計算し、再申請が必要
その他	① 調査事項について、全調査票に法人番号を追加 ② 甲調査用調査票の令和2年（2020年）3月分調査について、2か月分の商品卸売販売額及び商品手持額を把握 ③ 提出期限を調査対象月の翌月15日に一本化するとともに、提出先を経済産業大臣に統一し、報告部数を縮減 ④ 調査計画や調査票の表現振りについて修正	適当

（注）平成29年7月分以降の報告者数及び母集団情報の変更については承認後適用



今回、再申請を実施

今回の変更点①

1 報告を求める個人又は法人その他の団体の見直し

本年6月の統計委員会の答申を踏まえ、報告者数を再計算した結果、母集団情報の変更（平成26年商業統計調査から平成28年経済センサス-活動調査）による母集団数及び販売額の特性値（平均、分散等）の変化等により、数が増加

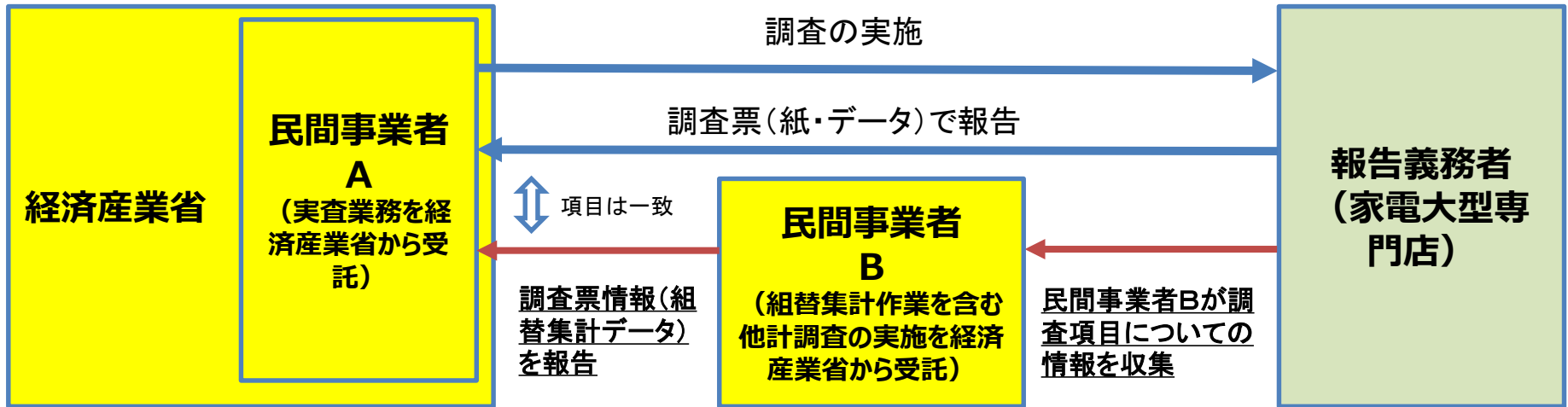
項目	現行計画	変更計画（案） 令和2年（2020年）3月分～
(1) 数	約 <u>20,000</u> 事業所・企業 <ul style="list-style-type: none">・ 甲調査：約800事業所・ 乙調査：約14,300事業所（注）・ 丙調査：約5,100事業所・ 丁調査：約150企業	約 <u>25,000</u> 事業所・企業 <ul style="list-style-type: none">・ 甲調査：約900事業所・ 乙調査：約18,400事業所（注）・ 丙調査：約6,000事業所・ 丁調査：約150企業
(2) 選定の方法	商業統計調査 を母集団情報として利用	経済センサス-活動調査 を母集団情報として利用

（注）業種別に目標精度が5%以下（卸売業は8%以下）（標準誤差率表示）となるように標本設計を行っている。

今回の変更点②

2 POS等ビッグデータの活用

- 報告者から報告する方法について、通常の調査票で行う方法に加えて、希望する企業に対しては、POS等ビッグデータによる提出も可とする方法を導入



- 具体的には、家電大型専門店を対象とした丁2調査の報告義務者が調査実施者に報告する方法として、「調査票による提出」、「オンラインによる提出」、「電磁的記録による提出」に加え、「報告を求める事項の回答に必要なPOSデータ等を経済産業省が契約する民間事業者に提供し、当該民間事業者が組替集計をした後、経済産業省に提出」する旨を追記

3 その他

- 調査計画の記載ぶりの見直し

本年6月の答申時の「今後の課題」

- 1 調査方法の変更による影響の分析・検証
 - ・ 郵送・オンライン調査への移行に伴う影響について分析・検証が必要
- 2 調査対象の範囲の変更に関する検討・検証
 - ・ 調査対象の範囲を変更する場合の商業全体の推計方法等について学識経験者の知見も活用しつつ、検討・検証が必要
- 3 報告者数の再計算
 - ・ 調査対象の範囲を従来どおりとした上で、調査方法の見直しを踏まえた報告者数の再計算が必要
- 4 母集団情報の整備に向けた検討
 - ・ 経済センサス-活動調査等から商業の実態を適切に把握できるような調査対象名簿の整備方法について検討が必要。特に事業所母集団データベースの活用による新設・廃業事業所の把握について検討すること。
- 5 公表の早期化に向けた検討
 - ・ 調査方法等の見直しによる調査の実施状況を踏まえ、結果精度を確保しつつ、公表の早期化等について検討が必要



- ・ 上記の課題のうち、「3 報告者数の再計算」は、今回の変更申請で対応
- ・ 残りの課題は、令和2年3月分の調査の実施を踏まえ、検討予定

想定される論点

1 報告を求める個人又は法人その他の団体について

- 本調査の標本設計及び報告者の数の算出結果は妥当か。

2 POSデータの活用について

- POSデータの活用による結果への影響の検証結果はどのようになっているか。
- 本年6月の統計委員会の答申における指摘内容の検討結果はどのようになっているか。
 - ① 活用に要する費用対効果も勘案した、継続的なPOSデータの収集方法、利用範囲、取得可能性等の整理、確認
 - ② POSデータを収集する場合の統計法上の報告義務者、調査票情報の二次的利用等の整理
 - ③ POSデータを提供する企業が協力しやすいデータの提供方法の整理